

2022年7月1日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

1. 夏季における年次有給休暇取得促進について
2. 就職・人材確保応援メッセージを発信！
3. 人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！
4. 労働契約等解説セミナー2022が開催されます。
5. 企業の女性活躍推進をきめ細やかに支援します
6. テレワーク相談センターのご案内

1. 夏季における年次有給休暇取得促進について

ゆったり休暇で、夏を満喫。
心身ともに充実を。

新型コロナウイルス感染症対策として、新しい生活様式が求められる中、新しい働き方・休み方を実践するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度（※2）の導入が効果的です。

（※1）年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

（※2）年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】
雇用環境・均等室（022-299-8844）

-
2. 就職・人材確保応援メッセージを発信！

新卒者等の就職について、地域の関係機関が緊密に連携し、就職・人材確保支援を検討・推進するため「令和4年度宮城新卒者等人材確保推進本部会議」が6月9日に開催されました。

新卒者等の皆様が早期に安定した就職先を確保し、充実した職業生活を送ることができるよう、また、地元企業の皆様が優秀な人材を確保できるよう、新卒者等の皆様と企業の皆様との懸け橋となり、関係機関が総力を挙げて就職・人材確保の実現に向けて取り組むことをメッセージとして発信します。

具体的な就職・人材確保支援については、対象者別（高校生・大学生等・既卒者・在職者・外国人留学生・保護者・企業）の応援メニューを用意して、支援を実施してまいります。

●応援メニュー等（企業編）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/241.html>

●応援メニュー等（新卒者等編）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/3/310.html>

【お問合せ先】 職業安定課（022-299-8061）

3. 人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！

派遣元事業主の皆様へ

令和3年4月1日より、派遣労働者数、派遣先数やマージン率など、派遣元事業主による情報提供の法的義務がある全ての情報について、原則として、常時インターネットの利用により広く関係者に提供することとされています。

これを踏まえ、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」についても、情報提供が必要な全ての項目について、直接入力による掲載申込みを可能としています。

関係者が派遣元事業主を選択しやすくなるよう、インターネットの利用にあたっては、自社のホームページのみならず、「人材サービス総合サイト」の積極的な活用をお願いします。

人材サービス総合サイトでは、労働者派遣事業及び職業紹介事業の許可を得た、又は届出を行った事業所すべての情報を掲載しています。

「人材サービス総合サイト」はこちら
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/GICB101010.do?action=initDisp&screenId=GICB101010>

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/000949318.pdf>

【お問合せ先】
需給調整事業課 (022-292-6071)

4. 労働契約等解説セミナー2022が開催されます。

雇用される側（労働者）と雇用する側（使用者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催します。

労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや、労働者・使用者それぞれの権利・義務などをわかりやすく解説いたします。

●詳細
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/roudoukeiyaku02/index.html

【お問合せ先】雇用環境・均等室 (022-299-8834)

5. 企業の女性活躍推進をきめ細やかに支援します

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等が2022年4月1日から、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の企業にも義務付けられました。

「民間企業における女性活躍促進事業」では、女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、一般事業主行動計画の策定等・情報公表、「えるぼし」認定の取得等について、無料で支援しています。女性活躍推進アドバイザーによる電話・メール・個別企業訪問等による相談のほか、女性活躍推進法に関する説明会や、個別相談会を実施しています。

詳しくは専用ホームページをご覧ください。

<https://joseikatsuyaku.com/>

【お問合せ先】

女性活躍推進センター(0120-982-230)

受付時間：9時00分～17時00分(土、日、祝日除く)

6. テレワーク相談センターのご案内

「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」として「労務管理」から「ICT活用」まで、テレワークに関するご相談、コンサルティングにワンストップで対応し、「良質なテレワーク」の導入・定着の支援を行います。

【テレワーク・ワンストップ・サポート事業の概要】

1. 相談対応

テレワークの導入・実施時の労務管理やICT（情報通信技術）に関する課題について、電話や電子メールにより相談対応いたします。

2. コンサルティングの実施

専門的知識を有するテレワークマネージャーが、企業等からの要望に応じ、具体的な導入支援を行うコンサルティングを実施します。

【詳細】

<https://www.tw-sodan.jp/>

【お問い合わせ先】

テレワーク相談センター（TEL：0120 - 861009）

メール：sodan@japan-telework.or.jp

受付時間：9時00分～17時00分(土・日・祝日除く)